

平成28年度

第7回いわき市教育委員会議事録

平成28年10月19日（水）

第 7 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成28年10月19日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 吉 田 尚 |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員 | 蛭 田 優 子 |
| 委 員 | 山 本 もと子 |
| 委 員 | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | |
|---------------------|-----------|
| 教育部長 | 増 子 裕 昭 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 柳 沼 広 美 |
| 学校教育推進室長 | 松 岡 勇 雄 |
| いわき総合図書館長 | 夏 井 芳 徳 |
| 参事兼教育政策課長 | 吉 村 公 孝 |
| 施設整備課長 | 緑 川 安 彦 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 塚 本 英 樹 |
| 学校教育推進室学校支援課長 | 長谷川 政 宣 |
| 生涯学習課長 | 遠 藤 義 道 |
| こども支援課長 | 山 形 純 一 |
| 参事兼文化振興課長 | 鈴 木 庄 寿 |
| 総合教育センター所長 | 高 崎 康 行 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 高 木 村 丈 二 |
| 教育政策課長補佐 | 金 成 晃 彦 |
| 施設整備課主幹兼課長補佐 | 小 山 浩 司 |
| 生涯学習課長補佐 | 藤 原 良 基 |
| 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 | 太 則 子 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 玉 澤 淳 |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 齊 藤 学 |
| 統括主幹兼こどもみらい課長補佐 | 永 山 龍 也 |
| こどもみらい課長補佐 | 七 海 満 |
| スポーツ振興課主幹兼課長補佐 | 篠 原 美 紀 |
| こどもみらい課主査 | 箱 崎 裕 志 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後4時10分

会議の概要

教育長 それでは、平成28年度第7回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りとします。

議事録への署名委員は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

教育長の報告（1）平成27年度いわき市一般会計歳入歳出決算につきましては、事務局各課等分を教育政策課長、文化スポーツ室分を文化振興課長、こどもみらい部分をこども支援課長より説明いたしますので、よろしく願います。

それでは、教育長の報告に入ってまいりたいと思います。

（1）平成27年度いわき市一般会計歳入歳出決算について、まず教育委員会分を教育政策課長から願います。

教育政策課長 別冊資料1、資料1頁をご覧ください。

教育長の報告（1）平成27年度いわき市一般会計歳入歳出決算について、総括になりますが、概要を説明いたします。

続いて決算内容につきましては、資料2頁から6頁の教育委員会事務局の主な内容を説明いたします。

それでは1頁から説明いたします。

まず歳入決算、総括表左側になりますが、13款使用料及び手数料から21款市債まで歳入がございます。

表の最下段の合計欄をご説明いたしますと、予算現額 6,691,651,000円に対し、調定額 5,555,256,191円であり、収入済額 4,996,923,353円となっております。

収入率につきましては89.9%となっております。

次に、総括表の右側の表をご覧ください。

9款「消防費」、10款「教育費」、11款「災害復旧費」の3款でございます、表の最下段の合計欄をご説明いたしますと、予算現額 18,994,853,507円に対し、支出済額 15,981,120,247円であり、翌年度繰越額 1,269,092,656円となっており、執行率が84.1%となっております。

総括表の説明は以上でございます。

続きまして資料2頁をご覧ください。

まず歳入決算でございますが、13款「使用料及び手数料」につきましては、文化センター使用料の他、公立学校の運動場照明設備使用料となっております。

14款「国庫支出金」及び21款「市債」につきましては、施設等の耐震化や災害復旧事業の財源となる国庫支出金及び市債などがございます。

15款「県支出金」につきましては、被災した児童及び生徒にかかる就学支援事業

に対する県補助金となっております。

16款「財産収入」につきましては、自動販売機等を設置する敷地の貸付収入や、教職員住宅貸付収入となっております。

17款「寄附金」につきましては、教育先進都市づくり基金及び奨学資金貸与基金寄附金となっております。

18款「繰入金」につきましては教育先進都市づくり基金からの繰入金となっております。

20款「諸収入」につきましては、学校給食納付金のほか、災害復旧に係る国庫補助金の過年度収入、奨学資金貸付金の元金収入などとなっております。

以上、歳入決算につきましては、表の最下段の合計になりますが、予算現額 5,510,548,000円に対し、調定額 4,700,455,475円、収入済額 4,177,183,477円となっており、収入率は、88.9%となっております。

次に資料3頁をご覧ください。

歳出決算につきましては、9款「消防費」、10款「教育費」、11款「災害復旧費」の3款でございます。はじめに、9款「消防費」でございます。

内容につきましては、小学校3校、中学校1校、その他体育施設等の除染に要する経費となっております。

次に、10款「教育費」でございます。

内容につきましては、歳出の項ごとに主な事業をご説明いたします。

はじめに、1項「教育総務費」でございます。

3目「教育指導費」につきましては、

コンピュータ教育事業として、小中学校における授業用コンピュータの契約更新に係る経費、語学指導外国青年招致事業として、小中学校及び幼稚園への外国語指導助手（ALT）22名の派遣に要する経費、4目「総合教育センター費」につきましては、教育相談事業として、いじめや不登校、心身の発達の遅れなどに関する相談員の配置に要する経費、不登校対策事業として、不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室である市内4か所のチャレンジホームの開設・運営に要する経費、5目「育英事業費」につきましては、奨学資金貸付金として、継続41名、新規16名に対する奨学資金の貸付に要する経費、7目「教職員住宅費」につきましては、桶売小学校の教職員住宅の外壁修繕などの、教職員住宅の維持管理に要する経費となっております。

次に資料4頁をご覧ください。

2項「小学校費」でございますが、1目「学校管理費」として、小学校の管理運営に要する経費や2目「教育振興費」として要保護・準要保護児童就学援助費は、経済的理由により就学困難とされる児童に対する学用品費や給食費等の助成に要する経費、3目「学校建設費」として、校舎地震補強事業の、夏井小学校外13校の

地震補強工事、屋内運動場地震補強事業として、好間第三小学校外 6 校の地震補強工事、太陽光発電設備等整備事業として、平第四小学校外 8 校の整備工事に要する経費などとなっております。

3 項「中学校費」につきましては、1 目「学校管理費」として、中学校の管理運営に要する経費や 2 目「教育振興費」の要保護・準要保護生徒就学援助費のほか、3 目「学校建設費」として、校舎地震補強事業の赤井中学校外 9 校の地震補強工事、屋内運動場地震補強事業として、小白井中学校外 1 校の地震補強工事、太陽光発電設備等整備事業として、中央台北中学校の整備工事に要する経費などとなっております。

次に資料 5 頁をご覧ください。

5 項「社会教育費」につきましては、1 目「社会教育総務費」の各社会教育施設の管理運営に要する経費となっております。

2 目「公民館費」につきましては、市立公民館耐震化事業として、小名浜、植田、常磐、四倉公民館の耐震補強工事のほか、小名浜、植田公民館の耐震補強工事に伴う移転に要する経費となっております。

3 目「図書館費」につきましては、図書館資料整備費として、市立図書館の図書や資料等の購入や、資料のデジタル化に要する経費でございます。

8 目「社会教育施設建設費」につきましては、新築復旧した江名公民館への太陽光発電設備等の設置に要する経費などとなっております。

6 項「保健体育費」につきましては、1 目「保健体育総務費」の体育施設及び学校給食共同調理場等の管理運営に要する経費となっております。

4 目「給食施設費」及び 5 目「給食センター費」につきましては、放射性物質検査事業として、学校給食における食材の放射性物質検査の実施に要する経費などとなっております。

次に資料 6 頁をご覧ください。

11 款「災害復旧費」でございます。

4 目「文教施設災害復旧費」のうち 1 目「公立学校施設災害復旧費」として、勿来学校給食共同調理場、豊間、田人及び江名中学校における東日本大震災に係る災害復旧工事となっております。

最後に、表の最下段の合計欄でございますが、歳出合計として、予算現額 14,671,420,833 円に対し、支出済額 12,280,519,352 円、翌年度繰越額 1,183,684,616 円となっております。執行率は、83.7%となっております。

事務局各課分につきましては、以上でございます。

教育長 引き続き文化・スポーツ関係について文化振興課長お願いします。

文化振興課長 私からは、平成27年度文化・スポーツ関係の歳入歳出決算についてご説明いたします。

別冊資料1の7頁をご覧ください。

まず、歳入決算でございますが、13款「使用料及び手数料」につきましては、体育施設の施設使用料や美術館企画展観覧料などがございます。

14款「国庫支出金」につきましては、新舞子多目的運動場などの体育施設整備事業や史跡等公有化事業等の財源となる国庫支出金でございます。

15款「県支出金」につきましては、美術館企画展「山口啓介展」に対する県補助金でございます。

16款「財産収入」につきましては、文化施設及びスポーツ施設における自動販売機等設置敷地貸付収入及び文化振興基金やスポーツ振興基金などの基金運用利子でございます。

17款「寄附金」につきましては、文化振興基金やスポーツ振興基金など記載の各基金への寄附金でございます。

20款「諸収入」につきましては、本年7月下旬から8月上旬にかけて開催された「U15野球ワールドカップ」の会場の一つとなった南部スタジアムの改修等に充当した「スポーツ振興くじ助成金」でございます。

以上、「文化・スポーツ関係」の歳入決算につきまして、表の最下段をご覧くださいますと、合計としまして、予算現額 951,047,000円に対し、調定額 760,666,443円、収入済額 725,799,443円となっており、収入率は、95.4%となっております。

次に、資料の8頁をご覧ください。

文化・スポーツ関係の歳出決算についてご説明いたします。

歳出決算につきましては、10款「教育費」でございまして、歳出の「項」ごとに主な事業につきましてご説明いたします。

はじめに、5項「社会教育費」の5目「文化振興費」につきましては、草野心平記念文学館の指定管理料や文化振興基金育成事業等補助金として、芸術文化活動を行う一般・高校生への助成や第38回吉野せい賞補助金など35件の補助に要する経費などがございます。

6目「文化財保護費」につきましては、復興交付金を活用し考古資料館隣接地に整備しました出土遺物整理収蔵施設の整備に要する経費や、暮らしの伝承郷施設管理費などがございます。

7目「美術館費」につきましては、職員人件費、施設運営費、企画展事業費などがございます。

次に、6項「保健体育費」でございまして、2目「体育振興費」につきましては、競技力の維持・向上を図るための競技スポーツ振興事業補助金や全国大会等へ出場する選手等に助成を行うスポーツ振興基金補助金などがございます。

3目「体育施設費」につきましては、体育施設36施設の管理運営に要する経費、6目「体育施設建設費」につきましては、新舞子ハイツ隣接地に整備を行いました新舞子多目的運動場整備事業や、公認更新のための陸上競技場改修事業、U15野球ワールドカップの会場の一つとして使用するため人工芝化などを行った南部スタジアム改修事業に要する経費でございます。

最後に、表の最下段をご覧くださいますと歳出合計としまして、予算現額 3,749,593,080円に対し、支出済額 3,224,703,139円、翌年度繰越額 58,375,640円となっております、執行率は、86.0%となっております。

文化スポーツ関係の歳入歳出決算に係る説明につきましては、以上でございます。

教育長 引き続き、こどもみらい部関係についてこども支援課長をお願いします。

こども支援課長 資料9頁をご覧ください。

はじめに、歳入決算についてご説明いたします。

13款「使用料及び手数料」につきましては、市立幼稚園の授業料となっております。

14款「国庫支出金」及び21款「市債」につきましては、幼稚園施設の耐震化に係る国庫支出金及び市債となっております。

20款「諸収入」につきましては、市立幼稚園教諭（嘱託職員23人分）に係る雇用保険料自己負担分などとなっております。

以上、歳入決算につきまして、表の最下段でございますが、合計といたしまして、予算現額 230,056,000円に対し、調定額 94,134,273円、収入済額 93,940,433円となっております、収入率は、99.8%となっております。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

資料10頁をご覧ください。

はじめに、1項「教育総務費」でございます。

2目「事務局費」につきましては、市立幼稚園教諭の病休、産休に係る代替職員等（33名分）の人件費に係る経費でございます。

6目「私立学校振興費」につきましては、私立中学校及び高等学校の設置者に対する私立学校運営費補助金、生徒の資格取得の支援や外国人教員の採用等に取り組む私立高等学校の設置者に対する私立学校教育改革推進補助金に要する経費でございます。

次に4項「幼稚園費」でございますが、1目「幼稚園費」につきましては、市立幼稚園に係る教諭の人件費（41名分）、管理運営、園舎地震補強に要する経費でございます。

最後に、表の最下段でございますが、歳出合計といたしまして、予算現額

573,839,594円に対し、支出済額 475,897,756円、翌年度繰越額 27,032,400円となっており、執行率は、82.9%となっております。

説明につきましては、以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

委員 平成27年度というのは、平成27年4月から平成28年3月までということの良いのかどうか。

歳入で予算現額、調定額、収入済額、収入未済額があるんですけども、平たく言えば、まず初めに予算を立てて、調定額というのは調整もあったけれどもこれだけ使える、収入はこれだけある、収入未済額はまだ入金されていないということで良いのかどうか、教えてください。

教育政策課長 まず年度につきましては、4月から3月の末日まででございます。

2点目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額は今おっしゃられた通りです。

委員 そうしますと国庫支出金や県支出金で入金になっていない分、今年の3月分で入っていない分がこれだけの金額あるのかなと思うんですけども、これは本年度になってから入金になったということなのか教えていただけますでしょうか。

教育政策課長 その年に入らなかったものや、事業の進捗ができないもの、または繰越予算継続費とございますが、予算の事業の進捗の中で、その年度に終わらなかったものにつきましては、その翌年度に繰越明許、継続費として収入に入ってくるものでございます。

委員 歳出の方で、予算現額、支出済額、繰越額、不用額ですけども、予算現額は予算を立てて、支出済額がお金を使い、翌年度繰越額は来年に繰り越すため取っておき、不用額というのはお金が余ったというような認識で良いでしょうか。

教育政策課長 委員のおっしゃる通りです。

委員 では歳出の余った金額ですけども、これについてはどういう扱いになるのか、市の財政に戻すであったり、その辺のことについて教えていただければ。

教育政策課長 その通りなんですけれども、余った金額は使わなかったものですから、市の全体の予算の中で、財政調整基金とか色々積み立てるものとか、国庫補助であ

ればその分補助金は入らないものですので、入らないものとして処理しますので、それ以外の市税というものであれば先程言った基金などに積み立てるものもあります。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

委員 資料4頁なんですけれども、学校建設費で小学校に太陽光発電、平四小外8校とあるのですが、わかりましたら詳しく全部の学校を教えてください。

学校支援課長 外8校でございますけれども、高久小学校、小名浜東小学校、江名小学校、湯本第二小学校、湯本第三小学校、御厩小学校、最後に田人小・中学校です。

委員 これはどういった所に設置しているのか、教えていただけますか。

学校支援課長 基本的には学校の校舎の屋根、場所によっては体育館の屋根についているかと。

一定の重さがあるので、基本的には校舎の屋上に設置し、これについては避難所と指定されている学校に設置しまして、災害時に停電の際、照らすことができるようにするために設置しております。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

ここで文化スポーツ室、こどもみらい部の課長は退席いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

教育長の報告（2）いわき市生涯学習推進本部委員の委嘱について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料2頁をご覧ください。

教育長の報告（2）いわき市生涯学習推進本部委員の委嘱についてご説明をいたします。

生涯学習推進本部につきましては、生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため設置をしているものでございまして、今回は任期満了に伴っての委嘱替えということでございます。

任期につきましては、本年9月1日から平成30年8月31日までの2年間でございます。

No.1 いわき市立好間第一小学校長から、No.10のいわき市健康推進員協議会会長のまでの10名につきましては、関係機関及び団体の関係者ということでの委嘱でございます。

それからNo.11東日本国際大学教授からNo.14福島県教育庁いわき教育事務所社会教育主事兼指導主事までの4名につきましては、学識経験を有する者での委嘱でございます。

それから、No.15総合政策部長、No.16教育委員会教育部長は市職員ということでの委嘱というかたちになります。

こちらにつきましては、それぞれ関係機関及び団体関係者は以前17名の委員を選定、委嘱しておりました。

それから学識経験者につきましても7名から4名、市職員につきましても以前は全部長に入っていたいておりましたので、14名から2名という形で、以前ですと合計38名の体制でございましたが、今回は16名というかたちにしております。

これにつきましては昨年度、社会教育委員の会議からの提言におきまして、生涯学習推進本部につきましても、その提言の中に意見を付されてございまして、より機動性を高めていくことが必要であるというご意見をいただきました。

それから各委員の方、例えば各団体・関係者ということ、今までは、その社会教育委員の方にも全員入っていたいていまして、社会教育委員の会議からのそういった提言を踏まえたこと、また、それぞれ委員の方の負担の軽減といったことも踏まえまして、生涯学習推進本部として必要最低限の委員数というかたちで今回16名と整理したものでございます。

性別の欄をご覧いただきたいと思いますが、16名のうち女性6名ということで37.5%、備考欄の新・再任でございますが、それぞれ8名ずつとなっております。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

委員 生涯学習推進本部委員の方達の活動をもう一度教えて下さい。

生涯学習課長 今回は特に生涯学習推進計画という計画をもっているわけでございます、この計画が平成29年度までの5ヶ年計画ということで、今回につきましては平成30年からの新たな計画を策定していくことが、任期の中でお願いする業務となっております。

委員 そうすると平成30年からの方向性、計画について策定していくのですが、その中身というのは、社会教育全般に関わることかと思いますが公民館以外具体的に分か

れば教えてください。

生涯学習課長 今回の第5期の計画の中では具体的なもので申し上げますと、基本施策という細かな部分になってしまいますけれども、例えば公民館以外で申し上げますと、総合図書館の整理や学習機会の提供・啓発といった部分や、乳幼児期・少年期の学習等の基本施策、それからボランティアの養成や勤労者の学習機会の充実、生涯スポーツの推進、文化財の調査と保存、収集・活用といった広範囲にわたる基本施策をそれぞれ計画に位置づけているところがございます。

委員 今、公民館が凄く動いておりまして、非常に大事な部分だと思いますので是非頑張ってくださいと思います。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは協議事項に入りたいと思います。

まず、はじめに部長から概要説明をお願いします。

部長 本日の案件は協議事項が2件、その他が3件でございます。

はじめに、協議事項につきましては、別冊資料2をご覧ください。

「(1) いじめ防止に向けた体制整備について」でございます。

こちらは、いじめ防止対策推進法に基づいて設置する新たな組織体制の整備について、ご協議いただくものでございます。

次に、別冊資料3をご覧ください。

「(2) 困難な状況を抱える子どもの支援について」でございます。

こちらは、障がいや貧困等、様々な課題を抱える児童生徒に向け、より充実した支援体制を構築するための今後の取り組みについて、ご協議いただくものでございます。

「その他」の案件としましては、

(1) 平成29年成人式の開催について

(2) 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について

(3) 次回教育委員会の開催について

でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

教育長 協議事項 (1) いじめ防止に向けた体制整備について、学校教育課長申し上げます。

学校教育課長 資料3頁をご覧ください。

いじめ防止に向けた体制整備について、別冊資料2の1枚目をご覧ください。

平成23年10月に、滋賀県大津市の中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が発生し、学校及び市教育委員会の対応が問題になったことを受け、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月に施行されました。

本市におきましては、「いじめ防止対策推進法」が制定される以前から、平成9年度に、全国に先駆け、「いじめのない子どもが輝くまちづくり推進本部」を設置し、関係機関や関係団体、学識経験者等からいじめ防止対策等についての意見をいただいたり、いじめ防止の啓発活動を行ったりして参りました。

この度、法の趣旨に沿って、改めていじめ防止に向けた体制の整備を行うものであります。

まず、はじめに、「いじめ防止対策推進法」の概要について説明いたします。

一の総則には、記載にありますいじめの定義やいじめ防止等のための基本理念、国や地方公共団体、学校、保護者など関係者の責務等が定められています。

二のいじめ防止基本方針等につきましては、国、地方公共団体及び学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針」を定める。

これは、国及び学校は策定が義務づけられ、地方公共団体は努力義務となっております。

また、地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされております。

次に、三の基本的施策・いじめの防止等に関する措置につきましては、1つ目に、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①の道徳教育等の充実から⑦の啓発発動が示されております。

2つ目には、学校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くこと。

3つ目に、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言、及び所管警察との連携について示されています。

4つ目として、出席停止制度の適切な運用等についての定めがございます。

次に、四の重大事態への対処についてであります。

重大事態とは、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、そして、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、の2つであります。

重大事態への対処につきましては、まず、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査を行う

こと。

そして、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、必要な情報を提供すること。

さらに、地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による再調査、その再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等が示されています。

以上が、「いじめ防止対策推進法」の主な概要であります。次の資料は、只今の説明にもありました「いじめ防止対策推進法」に定める組織についてですが、地方公共団体が設置する組織、学校が設置する組織、さらには、重大事態発生時に設置する組織がございます。

そして、その次の資料は、それらの組織のイメージであります。

この中で、実線枠で囲まれた組織は必ず置かなければならない組織、点線枠で囲まれた組織は任意設置の組織であり、☆印の組織は兼ねることができるものであります。本市におきましては、この法律の制定を受け、学校ではすでに基本方針の策定及びいじめ防止等に係る組織を設置し、対応しているところであります。

市教育委員会としましては、現在、市長部局（こどもみらい部）と協議を重ねながら、国の法律及び基本方針等を踏まえ、市の基本方針の策定及びいじめ防止等に係る組織の設置を進めているところでございます。

資料の最後4枚目は、先ほど説明しました「いじめ防止対策推進法」に定める組織について、本市として設置を検討している新しい組織のイメージでございます。

名称等まだ案の段階でございますが、現在は市長が本部長となっております「いじめのない子どもが輝くまちづくり推進本部」という組織を生かしながら、先ほどの国で示した組織の設置イメージに合うように、いじめ防止等のための対策を実効的におこなう組織や重大事態発生時に対応する組織、再調査のための組織の設置を検討しているところであります。

市教育委員会としましては、学校や関係課等と連携を図りながら、基本方針の策定や組織の設置を通して、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

実は本市については、先程課長から説明がありましたように、平成9年に「いじめのない子どもが輝くまちづくり推進本部」を設置して、市長をトップとした組織があったと。

その中でいじめ防止に関する話し合いや啓発活動など、標語やポスターなんかを現在もやっているんですけれども、そういう組織があって話を進めてきたんですが、今

回の法の改正において、それを活かさない手はないだろうということ。

ただ今回は教育委員会だけでできる話ではないので、市長部局と一緒にやっていると、今までもやり取りを進めてきて、だいぶ固まりつつある状況までできているところでございます。

既に義務がある、学校におけるものについては平成25年度末にはできあがっていて、学校にはいじめ防止の対策組織もいじめ根絶に向けてできあがっていると。

今やらなくてはいけないのは、地方公共団体はあくまで努力義務ではあるんだけど、その対策をしましょうということです。

今までは「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」ということで、市長と教育長が入っていて、その下に必要に応じて、何か重大事案が起きた場合に「いじめ対応支援チーム」を作ると。

いざというときはこれが動く形にはなったんですね。

各学校については、既にいじめ根絶チームなどはできてはいたんですが、今回の法改正で改めて、基本方針ができてもう一度いじめ根絶チームが見直されて組織が変わってきている。

それを今回は法の趣旨に合わせて、「いじめのない・子どもが輝く推進本部」というのは、市長がトップになっていましたが教育委員会をトップにする。

教育委員会の中に重大事案ができたときは、まず「いじめ問題対策チーム」ができ、これまでは起きたときに作るようになっていたけれどもメンバーが決まっていなかったんですね。

今度はメンバーを決めておいて、対策チームを設置しておくということです。

そこで何か重大事案が起きた場合は調査をして、その結果を市長に報告して、市長が再調査を必要とすれば、市長が設置する第三者機関「いじめ問題調査委員会」を設置して、第三者による再調査を行うというわけです。

その結果を受けて、市長がどうするか最後に判断していくということで、法の趣旨に合わせてこういう形にしていきたいということです。

これには条例改正なども係るものですから、教育委員会単独ではできないので、今やり取りをしている段階でございます。

ざっと言うところのように変えていきたいということです。

大きな違いは、「いじめのない・子どもが輝く推進本部」を教育委員会で、教育長がトップになり、「いじめ問題対策チーム」で重大事案がでてきた場合、教育委員会内部の調査機関として、常設の状態置いておき、いざというときに動き、委員も決めておく。

それから、市長部局の方では再調査の機関も設置しておくということで、学校については既にこれができておりますので、これに基づいて指導・助言をしたり、報告を受けたりという形になります。

学校教育課長 10月24日第2回総合教育会議におきまして、この案件につきましては教育委員会の報告事項として提案予定ですので、どうぞよろしく申し上げます。

教育長 今の段階でも何かいじめの重大事案が起こったときには、現在の組織の通り動くことはできるんですね。

ただもう1つは、今の時代は客観性というのが求められているので、教育委員会内部で調査チームを作って、調べた結果を報告しても中々納得されない、所謂「仲間内でしょう」という話になってしまうんですね。

それはそれとして、しっかりやった上で市長に報告して、市長が必要と考えれば教育委員会と全く離れたところで再調査すると、これはより客観性が持たれた状態でやっていけるということです。

今までも市長が推進本部の頭にいたんですが、基本的には教育委員会が全て動かしていた状態だったので、市長にも主体性を持っていただくというのが法の趣旨です。

こういったことが発生しないことが1番なんです。

委員 今回の法改正におきまして、体制整備に入ったこの組織設置のイメージは良いと思います。

今、教育長からありましたように、こうならないのが1番良いんですけども、常々いじめについて教育委員会として、校長先生などのお話を聞く機会に、一言でもお話していただきたいと思うのは、いじめというのは自分で経験したことから、先生方も校長先生にも、どの学校、子どもにおいても起こりうることだという意識は、絶えず持って欲しいと思いました。

それと同時に各学校においても教育活動全体を通して、未然防止などやっていると思うんです。

ですが学校というのは、どうしてもひとつの形がありますので、学校だけで抱え込んでしまうところがあるんですよ。

今までの全国的な問題を見ても、どうしても学校で抱え込んでしまって、学校で何とかしようとするけれども、対応ができなくて重大問題に発展してしまう。

そして、問題行動を起こす子ども達の対策にあたって、その先生個人の力に頼るところがあります。

いわき市の中でもちょっと学級が落ち着かないという所を聞いたり見たりすると、その先生個人に頼るところがありますよね。

今、先生1人でなんてできませんし、私も経験しましたがけれども、いじめなんて特になんですよ。

このようなときには、校長会は方部校長会もあり、その中でお話もしますけれども、校長というのは自分の学校のことを、細かく外には出したいというのが本当の気

持ちです。

自分で何とかそこで頑張ろうと思うんですね。

近くの学校とも相談しませんし、方部校長会でも「うちの学校はちょっと大変なんだ」というように言うけれども、「何年のどの組にこんなことがあって」というのは、校長会ではお互い話合わないのが現状です。

そういうことから、自分の学校だけでどうにか抑えようとするのではなくて、教育委員会や関係機関との連携を校長先生方に持っていただきたい、なにしろ教育委員会に言って下さいということです。

校長がどうしてもなくなる前に、教育委員会では色々なことを経験しているからアドバイスができると思うので、大きくなって手が付けられない状態になってからではどうしようもないんです。

ですから、校長先生は自分でやろうとしないで、是非言っていただきたいと思います。

いじめは命に関わりますので、子どもが死んでからでは遅いですし、いわき市も大変なことになってしまうので、そんなことにならないように先生方に関係機関との連携ということは、是非校長先生を通じてお話していただきたいなと思います。

重大問題になった場合はこのように市長部局の方にもやる、これまでも客観性や中立性、効率性と言われてきているので、これは仕方ないことだと思います。

以上です。

教育長 学校だけで抱え込むという悪い習慣があるので、そこは常に連携をしていくと、教育委員会だけではなくて、警察であったり、当然このいじめ問題対策チームには、弁護士さん達にも入ってもらって、法的な意味でどう動いたら良いのかアドバイスをいただくということが、学校との連携に繋がると思います。

教育委員会の話だけではなくて、今回のいじめ防止対策推進法は、市長部局にも頑張っていたらかなければ、教育委員会に任せるだけでは駄目ですよということも言っているわけですので、きっちりと確認していくことが大事だと思います。

ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この件についてはこのように進めていくということで良いですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは次の案件、(2) 困難な状況を抱える子どもの支援について、総合教育センター所長お願いします。

総合教育センター所長 協議事項（２）困難な状況を抱える子どもの支援についてご説明申し上げます。

別冊資料３の１頁をご覧ください。

背景としましては、近年、少子化が急速に進展し、児童生徒数が大幅に減少する中、障がいのある、または障がいの疑いがある児童生徒数の割合が増加傾向にあること。

２つ目に、障がいに関する相談をはじめ、いじめや不登校、貧困やDVなどの様々な相談が年々増加していることが挙げられます。

２頁目をご覧ください。

次に特別支援を中心とした国の動向ですが、平成20年５月に、「障がい者の権利に関する条約」が発効されました。

主な内容といたしましては、「インクルーシブ教育」、「障がいにより一般的な教育制度から排除されない」、「一人ひとりに合理的な配慮」などが挙げられます。

条約発効を受け、条約締結に向けて障がい当事者の意見も聞きながら国内法令の整備が推進されました。

そのひとつとして平成23年８月に「障害者基本法」が一部改正されました。

また、平成24年７月に「中教審初等中等教育分科会報告」において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が報告されています。

平成25年６月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないこと、子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図ることが挙げられました。

そして平成25年８月には、「学校教育法施行令」の一部改正がされ、障がいのある児童生徒の就学先の決定のプロセスが改正されています。

後ほど説明いたします。

平成25年９月「いじめ防止対策推進法」の施行により、学校や行政等の責務の規定を制定いたしました。

平成26年１月「障害者の権利に関する条約」の批准を国連に提出したことにより、条約が締結されました。

同年２月から条約の効力が発生しております。

そして今年度、平成28年４月から「障害者差別解消法」の施行により、行政に対する合理的配慮が義務化されております。

３頁をご覧ください。

平成25年学校教育法施行令一部改正によるプロセスの変更についてです。

以前は原則、「特別支援学校」ということから、各障がい者の状態・ニーズを踏まえた「総合的判断」へとなっています。

改正前は就学基準で特別支援学校該当となると、原則、特別支援学校へとということに進んでいきます。

改正されてからは、学校教育法施行令第22条の3で特別支援学校が該当となっても、「(仮称)教育支援委員会」で総合的な判断をし、本人、保護者の意見を最大限に尊重して教育的ニーズと必要な支援について、合意形成を行って最終決定をするという流れに改正されております。

次ですが、特別支援を要する児童生徒の割合・実数ともに増加しております。

また、就学先のプロセスの変更で、特別支援学校から小中学校で共に学ぶ「特別支援学級」、「通級指導」への流れが多くなってきています。

各小中学校での対応力強化が重要かつ喫緊の課題になっております。

平成16年度との比較ですが、特別支援学校で約1.3倍、特別支援学級では約2.1倍、通常学級による通級の指導では約2.3倍と、特別支援学校よりも地域の小中学校で学べる、特別支援学級や通級指導の方が増加傾向にあります。

これからも増えていくと予想されます。

ますます各小中学校での特別支援教育の対応力強化が課題となります。

資料4頁、別紙資料3の2をご覧ください。

現在の総合教育センターを通じた支援体制になります。

乳幼児期においては、主にこどもみらい部の子育てサポートセンターが、学齢期においては教育委員会が中心となって相談業務にあたっております。

総合教育センター教育相談係では、教育相談員8名による「子ども健康教育相談」、「すこやか教育相談」を柱とし、より専門的な知識や経験を必要とする相談対応のために、「専門的教育相談員」として小児科医と臨床心理士、また、「心のケア連携事業」としましていわき明星大学心理相談センターと連携を図っています。

さらに昨年度から、総合教育センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、より高度な相談や子どもの環境に起因する問題解決に向けて、対応を強化しています。

また、不登校児童を対象とした適応指導教室の「チャレンジホーム」を、週3日、4か所で行っています。

学校の現場では、市の配置の「心の教室相談」として、カウンセラー1名、相談員4名を5校に配置しております。

また、県の緊急スクールカウンセラー32名が、小学校17校、中学校全校に配置され、相談業務にあたっております。

また、県教育委員会ではスクールソーシャルワーカーを3名、いわき教育事務所に配置しております。現在地区によって市のソーシャルワーカーと住み分けをして、実務にあたっております。

市のスクールソーシャルワーカーは、平地区と小名浜地区の小中学校を担当しております。

なお事案によっては地区を越えて協力しているものもあります。

しかし県の事業においても、今後の継続については不透明な状況にあります。

このことを踏まえていただき、先程の資料3の4頁をご覧ください。

3. いわき市の現状です。

特別支援学級の児童生徒数ですが、小学校、中学校とも平成25年度と比べ、約1.3倍と増加傾向にあります。

また通常学級に在籍し、発達障がい疑いがある指導生徒も、約1.2倍と増加傾向にあります。

さらに、支援員を必要としている児童生徒数も、若干ではありますが増加傾向にあります。

「障害者差別解消法」の浸透とともに、これから益々増加すると考えられております。

5頁をご覧ください。

総合教育センターにおける教育相談の状況です。

教育相談における件数は横ばいの状況にあります。

現在の配置数と体制では、ほぼ限界の数に近い数値と考えております。

市スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの相談件数を見ていただければわかりますが、総合教育センターに配置を行ったことに伴い、これだけの相談分の増があるということを考えると、受けられれば相談件数も増えるのではないかと考えられております。

また相談内容も専門的な知識を必要とするものや、児童生徒を取り巻く環境が要因となっているものなど、多種多様な相談内容となっております。相談時間が長くなるケースも増えております。

相談の内容を見ていただくと、情緒障がいの相談件数が平成26年度から急増しているということで、これがいわき市の心配な部分なんです。相談分を検討したところ、平成26年度の小学校に上がってきた子ども達、小学1年生に多かったということなんです。幼稚園のときに震災で外遊びが減少した子ども達にあたるのかなとお話したことがあります。

それから、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー配置についても、増員を考慮する必要性を今感じているところです。

発達心理判定に係る検査件数は減少しておりますが、これは検査要望が減っているわけではなくて、検査を行える相談員の減少により、相談を受けられない状況、またはそれ以上やれない忙しい状況に陥っている、マンパワーの不足によるものです。

6頁をご覧ください。

(3) 不登校の状況です。

全国的には増加傾向ですが、いわき市においてはなんとか横ばいの状況で頑張っております。

これは教育相談の体制が一生懸命頑張っているのです、この状況を保っているのかなと思っております。

また、「チャレンジホーム」の通級者は平成24年度に減少しましたが、その後はやや増加傾向にあります。

より多くの不登校児童生徒が「チャレンジホーム」の適応指導教室にも通級できるように、相談業務との連携も大切になってくるなど考えております。

就学援助受給者の割合ですが、震災後急増し、徐々に減少はしておりますが、平成22年度と比較しても、まだ高い割合を示しております。

7頁をご覧ください。

これらの状況を踏まえ、課題のひとつ目として「切れ目のない支援の必要性」を挙げました。

今年度スタートした「いわきっ子入学支援システム」と同様に、困難を抱える児童生徒に、切れ目のない関係機関とのより緊密な連携強化が必要となると考えております。

2つ目として「より専門的な支援体制の必要性」です。

特別支援教室を初め、相談業務が増加している一方で、確かな学力向上や、新たな学習指導要領の導入に向け教職員研修の重要性も増しております。

昨日、教育公務員特例法の改正法案が閣議決定されました。

教員の養成から採用、研修と幅広い内容を含み、新しい指導要領の改正に合わせて、教員がその指導に必要な資質を身に着けるための研修、養成の見直しが行われます。

そのための研修業務における組織整備も必要と考えております。

3つ目として「マンパワーの不足」です。

障がいの軽減や二次的障がい防止の観点からも、早期の療育が必要ですが、問題解決のための他機関との連携を図ることが難しい状況があります。

以上3点を課題として捉えました。

これを受け、解決に向けた方向性として、目標を「切れ目のない、「オールいわき」での支援体制の構築へ」としました。

学校や子ども達のために、支援機能の強化のための支援体制、連携機関とのネットワーク整備が、重要課題であると考えております。

当面の対応として、まず、専門的な支援体制構築のため、いわき市総合教育センター内に、仮称でございますが、「教育支援室」を設置し、段階的に支援機能の向上を図っていきたいと考えております。

なお、この案件につきましては、10月24日第2回総合教育会議において、教育委員会から協議事項として提案予定です。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

委員 別冊資料3の2の学校現場での取り組みで、県の緊急スクールカウンセラーの配置ですが、中学校には全39校に配置、小学校には17校配置ということで、50校程ないということになりますが、その辺についてなぜこのような状況なのかということと、関連するかもしれませんけれども、各校に1名居るということではないと思うので、どんな割合になっているのか教えていただけますでしょうか。

総合教育センター所長 スクールカウンセラーの方は、今年度から小学校が1校増えて、県の方でも配置して下さったんですね。

スクールカウンセラーの人数確保が大変難しいので、また、全校に配置というのはなかったんですけども、その全校配置を受けていない小学校を基準として比較的、方部の中で中心校の大きな学校に、いわき市の心の教室相談ということでカウンセラーと相談員を配置しております。

なお、それで補いきれない部分ということで、市の総合教育センターのカウンセラーを要望に応じて行けるように配置しております。

教育長 県の教育委員会の方では、中学校の方には全県全校に配置ということが以前できたんですが、ただスクールカウンセラーが福島県にそんなにいないものですから、首都圏から現在も70名程通ってきてもらって、色々な学校を回っている状況です。

それでも県内中学校には全て最低でも週1回は行くということになっています。

小学校については、だいぶ配置が増えてきているのですが、配置のない所は中学校に配置されたカウンセラーが対応するという形になっているんですね。

小学校は中学校よりもそこまで相談が多くないので、必要に応じて小学校を面倒見るということで、それで一応教育相談、スクールカウンセラーが入っているんです。

ただ、いわきの場合も17校は小学校の場合でも相談件数が多い所なので専門的に入ってもらい、それでも足りない所は市の方でも入ってもらうようになります。

今まで市の総合教育センターにはスクールカウンセラーが入っていなかったものから、今年から入れるようになりましたが。

または緊急で何かあった場合、例えば学校で親御さんが交通指導の際に、目の前で子どもが交通事故にあった場合があったんですが、すぐに児童生徒の心のケアが必要になりますから、すぐセンターのカウンセラーに行ってもらって、ケアにあたってもらおうということもあります。

そんな状況です。

委員 中学校39校に配置ということですがけれども、これは学校司書さんと同じよう

に、お1人の方がいくつかの学校を担当して周ってらっしゃるということによろしいですかね。

教育長 大きい学校が週2日ぐらい、または、違う人が2回ぐらい入っているということです。

この辺でいうと平三中さんなんかは、それぞれ2人入っているんですね。

そういうところで、相談件数が大変な所は手厚くはやっています。

それは県が配置しているんですが、配置については市の教育委員会と一緒に相談しながら配置しています。

委員 インクルーシブ教育ということで、障がいのある子と障がいのない子が可能な限り同じ場で、一緒に学ぶことの大切さが言われてきていますよね。

そういう中で、センター長のお話にもありましたが、より通常学級で学ぶ子ども達が増えてきているのは当然ですね。

そうなった場合、資料にも書いてありますが、通常学級の教員というのは、通常の教員免許です。

養護学校とかにいる先生は特別な免許を持っています。

しかし、インクルーシブ教育ということで、こうなっている以上、普通免許をもつ教員にも、障がいがあってそれを必要とする子どもに対応できる先生の教員免許も今後必要になってくるのではないのかなと感じます。

それと同時に、やはり先程もお話がありましたが、研修内容も、こういう子ども達のニーズにも対応するように、どのように先生が関われば良いのか、そういうこともより研修の中で指導していかなければ、子ども達が可哀想ですよ。

障がいがあるだけで同じ子どもなんですから、そこを障がいがあるからといって分けていけないんですから、先生が対応できないとなってくると可哀想だと私は思うんですよ。

その前に、資料4頁に書いてありますけれども、支援員を必要としている児童生徒数に対して、どの程度いわき市では叶えてあげているのかわかりますか。

総合教育センター所長 適正就学委員会で支援員が必要とされたのが102名で、現在が92名の支援員がいます。

委員 そうなると足りないんですね。

教育長 適正就学委員会でその子どもが、例えば養護学校適当とか、特別支援学級適当とか、最終判断を委員が集まってするんですね。

適正就学委員会では、支援員の配置についても検討いただいているんですよ。

例えば学校から要望が挙がってきたものについて、必要性を判断をしてもらって、その判断によって資料4頁にあるように、102名については支援員が必要だという判断を適正就学委員会にいただいておりますね。

当然予算は取ってあるとは思いますが、人がいないんです。

今90名程いるんですけども、あと10数名と、ハローワーク等に出すんですけど、中々人がいないんですね。

予算的なことは努力すればなんとかなるんですけど、支援員として働いてくれる人が中々見つからない状況にあるというのが事実です。

10名程はちょっと足りない、足りていない学校については学校対応になっているんですね。

総合教育センター所長 公立の小中学校の特別支援学級担当の先生が、特別支援関係の免許を有している保有率は、平成21年度に文科省で出しているのですが、小中学校合わせて31.6%ということで、研修の方を充実させろというのが、市町村、学校、校長との役割分担というもので出されています。

研修の受講率が、全部でやはり70%程度で、それも100%に近づけたいと思います。

教育長 特別支援学級がどんどん増設されて増えてきているんですけど、もっと増やすこともできるんだけど、それに対応できる先生が中々いないというのが現状ですね。

委員 今、教育長からもありましたが、現状としてはできれば子どものそういったことを理解して、知識があって指導できる先生を配置してあげれば子ども達は幸せなんです。

全体組織で動かすと難しいところもあるのが問題点なんですよ。

中々その指導を受けてという先生は、先程もお話があったように沢山はいらないですよ。

教育長 研修がだいぶ充実されてきているんですけど、中々そこが上手くいっていないというのが現状ですね。

国の方ではだいぶ力を入れて増設を進めてきてはいるんですけど、指導者が揃っていない。

県の方でも、そこは揃えようと動いていますが、例えば県の教育センターでは長期研究員制度があるんですけども、やっていないんですね。

今これだけ必要としているのにそれはないだろうということで、去年からだいぶ都市教育長協議会でも言い続けてきたんですけど、今年からスタートするという事にな

っています。

やはりこういうところをしっかりとやっていかないと、いくら増設したとしても、しっかりと教えられない先生が出てきてしまうので。

委員 5頁の発達心理判定に係る検査件数の推移なんですけれども、下がっているのではなくて、検査は時間がかかるし、検査をする先生も誰でも良いのではなくて、知ってやらないとできない検査なんですね。

そうやってきて、検査ができないという状況が、これはお金がかかるから教員をプラスにすることができないんですよ。

そこら辺はどうなんでしょうか。

総合教育センター所長 検査はできる方自体が少ない状況にあります。

先程も申し上げたように特別支援の専門の先生が少ないんですね。

ちょうど一昨年にできる先生が変わられたものですからできない状況にあります。

また、検査の方もWISCⅢ法からWISCⅣ法に変わってきていて、Ⅳになると資格がないと判定できないというのもでてきてしまって、検査方法も段々変わってきている状況にあります。

なお、うちの緊急スクールカウンセラーは震災による心のケアの方で国の10分の10でやっているものですから、発達障がいの方の検査ができない状況にあります。

教育長 できれば検査して対応を考えた方が良いというお子さんがいるんですが、中々検査までいっていないのが現状ですね。

委員 資料4頁の通常学級に在籍し、発達障がいの疑いがある児童生徒の推移ですが、広汎性発達障がいや、学習障がい、注意性欠陥障がいの3種類の発達障がいがありますよね。

発達障がいの子どもが増えてきているのですが、これについて先生達はどの程度知っているんでしょうね。

広汎性発達障がいや、学習障がい、注意性欠陥発達障がいの子ども達もいるから、結構な人数になりますよね。

そうすると発達障がいに関する研修というのは、これからセンターでもやっていく予定はあるんですか。

総合教育センター所長 現在も研修などは行われておりまして、それに参加している先生なんかは、合理的配慮ができないと訴えられて負けますよと研修を受けていますので、受けている方については、だいぶ理解は深まっているようですが、1回で受けら

れる人数が限られているものですから、これから研修の方も充実させていかなければいけないなと思っております。

委員 こういう現実なので、是非この発達障がいに関係する研修は、やっぱりどの先生もわかっていなくてはいけないと私は思います。

なぜならば、発達障がいの親御さんは自分の躰が悪いのではないのかとか、環境が悪いのではないか、育て方が悪いのではないかと思ってしまうんです。

子どもも「あなたが頑張らないからいけないでしょ」と沢山言われるんだけれども、実際どのように障がいを持つ子に対応すれば良いのかな、というのはいつも感じています。

よろしく申し上げます。

学校教育課長 今のお話の中で、先生方の理解というのは研修で位置付けていますし、学校の方で校内研修も充実させていかなければいけないということで、「特別支援コーディネーター」というのは、必ず各学校にいるんですね。

「特別支援コーディネーター」の学校での役割というのを、もっと発揮してもらおうというようなことで、研修の方でもそのお話をしているし、市の適正就学相談部会なんかにも「特別支援コーディネーター」を入れて、コーディネーターを育てていこうということで、取り組んでいるところでございます。

教育長 障害者差別解消法ができて、合理的配慮をきちんとすることが義務づけられたので、そこをちゃんと対応していかないと厳しい状況です。

実はだいぶ先生方にも浸透してきているのですが、そういう子達に合理的配慮をしたことで、それ以外の子にとってはどうなるかということ、それ以外の子にも良いんですよ。

そういうものなんだと理解しないと駄目なんですね。

その子ばかりというのではなくて、他の子にとっても良いことなんですよという理解をしていくことが凄く大事なんです。

これから学校訪問などしていただけると分かるんですが、子ども達に行事予定がカード形式で分かりやすく、それをちゃんと使いながら説明するというのが、まさに発達障がいによる子への対応なんですね。

それは一般の子にとっても良いことなんです。

例えば授業の中でも、働きかけひとつすること、丁寧にやっていくことが他の子にとっても良いことなので、それを研修の中で先生方にもしっかりと認識してもらうことが大切かなと思うので。

子どもは減っているんですが、特別支援にかかる子ども達は増えているので、これ

は全てのところで言えることですので、認識しないといけないのかなと思います。

1番は今回、総合教育会議にこれを提出させてもらって、資料最後の頁に目標とあったかと思いますが、「切れ目のない支援体制の構築」ということがひとつ。

そのために教育委員会としては、総合教育センターに教育相談係と研修調査係と2係になって、係長が1人でやっているんですが、それをまずは仮称ですけれども、「教育支援室」をすぐに設けて、教育相談に特化した形で、きちんとできる体制を整えましょうということを目的にしています。

それを総合教育会議にこれを提案して、市長が「それは良い」ということになれば、後々、研修センターと総合教育支援センターの2つのセンターができて、より専門的に、サポートしていくのが大切なのではないかとということです。

既に郡山市さんはそうなっているんですが、いわき市もしっかりと充実して行った方が良いということで、その第1段階として「(仮称)教育支援室」を設置して、特化して行って充実を図るということを、市長さんにもご理解いただきたいと、こういって今回、総合教育会議の中で出すことで現状を知っていただくということと委員の皆さんが学校を見ていただいた現状をお話しいただきたいと思います。

委 員 これは人的にセンターの人数を増やすことはできますか。

教育長 今の現状の人数では対応が難しいので来年度に向けて指導主事の増員について市長部局と協議しているところです。

委 員 このお話に関しては全て賛成なんですけれども、プラス先生方の研修というのは勿論大切だと思うんですが、やはり支援員の方々もとても重要な役割になっているのかなと思うんです。

やはり中々仕事の内容が分からなくて、一旦は始めてみたけれどもやめてしまう方も多のような感じがしますので、重要な割に、まだ仕事の内容が知られていないなど、そういうところもあると思うんですね。

ある意味、待遇の面というのもあるとは思いますが。

もうひとつは、例えば支援員をなさっている方の中には、教員を終えられた方もいらっしゃるとか、看護師をなさっていたけれども、今は一旦家庭に戻られて働かれていらっしゃる方もいるとお聞きしますので、内容をしっかり知らせる。

それから待遇のこと、声かけと言いますか、ハローワークに出さなければいけないというのもわかりますが、もうちょっとピンポイントでお願いするとか、何かそういうような方法もあるかなとは思いますが。

それと先生方と支援員の方の連携は、どんな風にどこまで協力して、どこまでやって良いのか、研修でもなさっているかもしれませんが、学校側も支援員の方も含めて

連携を取っていただくと、もっと良くなってくのではないかなと思います。

背景に障がいと言っても、今は個々によって違うこともあると思うので、そこには学校の先生方と支援員の方の、より緊密な連携が必要なのかなと思います。

もうひとつは入口の部分で、こどもみらい部さんとの連携の部分ですけれども、これも大切なことだと思っているんです。

これは入学の時点で遅れると、結局1年遅れての対応になってしまうので、児童の皆さんにしてもそうですし、学校側にしても、1年間の対応をどうしたら良いんだと大変になると思いますので、是非この部分が大切なのかなと留めておきたいと思います。

先程のいじめのこともそうですが、教育委員会だけではなくて他の部署との連携というのが、色々なところで大切になってくると思います。

教育長 実は学校の司書さんあたりは、割とやることが明確で、年間の研修回数も多いんですが、支援員さんの方は中々難しいところがありますし、担任の先生もどこまで支援いただくのか良くわからない。

お互いに良くわからない中でやっているものだから、やはりこの辺は専門的な研修を予定していくと随分違うのかなと思います。

今ご指摘いただいた通り、凄く大事なことです。

それから子育てサポートセンターとの連携は当然のことなので総合教育会議の中でも、就学前との連携というお話をさせていただくと、今後にとっても良いかなと感じますので、よろしく願いいたします。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この件については今後こういった形で進めていくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

以上で協議事項を終了いたしますが、ここで5分程休憩を入れさせていただきます。

〔休憩5分〕

教育長 再開いたします。

8. その他に入ります。

その他（１）平成29年成人式の開催について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料５頁をご覧ください。

その他（１）平成29年成人式の開催について。

１．趣旨につきましては、成人になったことの意義を自覚し、自らたくましく生きようとする若者の新しい門出を地域をあげて祝福する趣旨で、開催するものでございます。

２．主催につきましては、いわき市、いわき市教育委員会、地区実行委員会の主催によるものでございます。

３．開催日につきましては、来年年明けの、１月８日、日曜日を予定しております。

４．会場及び開始時刻でございますが、平地区につきましては、いわき芸術文化交流館アリオスにて、11時30分から開催予定、以下記載の通りとなっております。

５．運営でございますが、実施地区ごとに新成人であるとか、地域団体代表者等による実行委員会を組織いたしまして、企画、運営にあたるものでございます。

６．新成人該当者につきましては、平成28年５月２日現在で3,242名でございます。

７．内容でございますが、式典として地域の特色を生かした記念行事を内容とし、地区実行委員会で企画するものでございます。

資料６頁をご覧ください。

８．記念品でございますが、今回につきましては、書籍（「心に響く小さな５つの物語」）を用意しております。

内容につきましては、５つの実話を掲載しております。

例として申し上げますと、野球のイチロー選手が小学校６年生当時に書かれた作文、「将来の夢」という作文なんですけれども、着実に夢の実現に努力を重ねてきた作文が掲載されております。

その他、人生のテーマ「緑を生かす」、今後の人生の糧としてもらえればということで選定したものでございます。

９．その他ですが、（１）日程につきましては、成人の日（１月の第２月曜日）の前日の日曜日を予定しております。

（２）「お祝いのことば」は、事前に調整した市議会議員の代表者の方をお願いしております。

（３）成人式の出席会場は、本人の希望により変更も認めております。

（４）他市町村から本市へ避難している新成人につきましては、事前の申し込みにより本市の会場へ出席できるものとしております。

また、以前の教育委員会で保護者の出席に関してご意見をいただいておりますが、その関係で今後の成人式の運営の参考にすべく、アンケートを実施した結果でございます。

参考資料をご覧ください。

1. 調査方法ですが、いわき教育事務所を通しまして、市内の県立高校に協力をお願いして、県立高校 16 校の 3 年生及びその保護者に対してアンケートを実施したものでございます。

5 月 1 日時点の 3 年生の生徒数が 2,799 名でした。

生徒につきましては、その場で回答していただいているので、回収率は 86.5%、保護者に関しては、生徒を通じて一旦家に持って帰ってもらったので、回収率は 49.2% という結果でございました。

2. 調査時期については記載の通りでございます。

3. 調査項目でございますが、記載の通り（1）生徒の項目につきましては 5 つの項目、（2）保護者につきましては 3 つの項目がございます。

4. 調査結果、家族の出席についてですが、生徒の回答でもっとも多数だった回答は「どちらともいえない」46%でございました。

出席に肯定的な意見「出席して欲しい」は 9%、「どちらかという出席して欲しい」9%の合計 18%が肯定的な意見でした。

出席に否定的な意見は「どちらかという出席して欲しくない」13%、「出席して欲しくない」22%の合計 35%という結果でした。

次に保護者の回答ですが、こちらも 1 番多かった回答は「どちらともいえない」40%、出席に肯定的な意見「出席させた方がよい」10%、「どちらかという出席させた方がよい」12%、合計 22%。

出席に否定的な意見「出席させない方がよい」20%、「どちらかという出席させない方がよい」17%、合計 37%と、保護者につきましても、出席に否定的な意見が優勢という形になりました。

生徒、保護者ともに「どちらともいえない」という意見が最多意見でした。

それから保護者の出席に否定的な意見がどちらかという優勢だということなんです、これらを踏まえまして、各地区実行委員の協議により決定していくということ、当面は継続していくことになるかと考えております。

なお、今回から平地区、アリオスにおきましては後方の余裕席を活用しまして、保護者にも入っていただけるような対応をとる予定です。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、質問等ございますか。

委員 前回、私がアンケート調査はいかがでしょうということを提言しましたが、このように実行していただきありがとうございます。

私の周りの保護者はみんな出席したい、なぜ出られないんだという人ばかりだった

ものですから、てっきりそうだと思っていましたが、そうではないんだと確認いたしました。

多分、保護者が本当に多様になっているのかなという印象を受けました。

ここにもある通り、保護者の回収率がまだ半分以下だったので、全体像はまだわからないなと思うんですけれども、今回のアンケートで保護者の方にとっていただいたときに、「出席させる・させない」というのは、第三者の目線の言い方なのかなと思うので、「出席したい・したくない」でもっと簡単にアンケートをとっていただいた方が良かったのではないかなというがひとつ。

もうひとつは、「何故出席したいか・したくないか」理由をとっていただけたら良かったかなと言うのは、来年もう1度とっていただきたいんです。

16校にせっかく道を作っていたので、来年はもっとスムーズに行くのかなと思うので、回収率が上がればと思いました。

この結果を踏まえて、出席したい保護者が22%とすると、100人のうち22人くらいしか出席しないので、各公民館に受付をすれば、本当に出たい人は出られるのではないかなと逆に思ってしまったんですけれども。

成人式の当日に、混乱を起こすことのない手筈を整えて、前もって申し出をする保護者には協力ができると思います。

そういうことも考えていただければ嬉しいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

生涯学習課長 まず1点目のアンケートの表記につきましては、回収してから私の方でも表現が少し違っていたのかなと思ったところであります。

2点目と被ってしまうところもあるのですが、来年もということで、教育事務所さんを通じてお願いをしたいということで、お手をわずらわせているのもし協力が得られれば考えていきたいと思います。

それから結果を踏まえて、保護者については出席できるのではないかということにつきましては、アンケートをとる前に、地区の中では保護者は出席できませんというような、ルールを作っている地区もあるようでして、最初から入れませんよというスタンスはなしにしてくださいと、各地区の方にはお願いをして、それでもなお地区実行委員の中で協議の結果、「入れないようにしよう」とか物理的に「入れない会場なんだ」ということであれば、やむを得ないですが、最初からルールを決めないでくださいというお願いはしたところです。

なお、アンケートを踏まえた結果、地区によっては会場の変更も考えられる地区もありますので、そういったところも考えていく必要があるのかなと感じたところです。

委員 「出たい」という方が少数であれば、各公民館に届け出をすることによって、入る余裕があれば入れるのではないかと申し上げたんですけれども、それはいかがでしょうか。

生涯学習課長 先程申し上げたんですけれども、最初から駄目だという形ではやらないでくださいと各公民館にはお願いをしたところなんですけれども、それを踏まえた上での実行委員会での協議結果ということもあるので、この場で言えるわけではないんですけれども、今の意見を踏まえた上での対応を考えていきたいです。

委員 各公民館の実行委員に任せるということですね。

それ以外にもまた少し工夫していただける、というような理解の仕方よろしいでしょうか。

生涯学習課長 そのような理解で大丈夫です。

委員 よろしくお願いたします。

教育長 成人式は各実行委員会にお願いしているところがあるので、こちらからの申し出ということで、当然保護者の出席についても、検討してくださいと申し出をしたということですね。

その上で実行委員会が最終的な決定をしていくので、あとは各地区の意見を、公民館長に伝えていくことも大事なことだと思うんですね。

このアンケートをとった意味も出てきたのではないかとということもありますので、アリオスあたりは1階がかなり満杯なんですけど、場合によっては空席の際は保護者の出席も可とするということ。

委員 ひとつ報告です。

上遠野・入遠野公民館長に呼んでいただきまして、実行委員会に参加して参りました。

結果的には委員長が入れたくないということで、一括で駄目になりました。ところが、1番最初のミーティングで決まったことは入れようということだったんです。

でも、私はヒアリング側だったので何も口は出さなかったんですが、帰ったあとに3人で公民館長のところにやって来て、上遠野地区の方は3人出席で、入遠野地区の方は全員欠席だったんですね。

上遠野の方が一方的に決めたということだったんですけれども、「やはり先程のことは皆がいたからあのようになってしまったけれど、入れたくないです」と委員長さんが言ったそうで、結局それで駄目になってしまったようなんですね。

公民館長ともその後話をしたんですけれども、運営委員会に一括というやり方も少しずつ考えていかなければいけないのかな、ということ言っていました。

運営委員会の委員長さんが誰になるかによって、全て決まってしまう。

親と仲が良くなって親に来て欲しくないという人と、親と仲が良くて親には是非入ってもらいたいという人がいるので、それでもって全く変わってしまうと思うので、とりあえず報告として、公民館長には一生懸命やっていただきましたということをお伝えします。

教育長 今年の状況を確認していただいて、そういうことがあれば考えていかなければいけないということで、改善の余地があるところは改善をして、随時確認をしながら進めていくことが大切ですね。

ほかに質問等ございますか。

なければ、次に移ります。

その他（2）平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 別冊資料 4 の 1 頁をご覧ください。

その他（2）平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果についてです。

結果の公表につきましては、10 月 25 日の火曜日に教育長記者会見を行う予定です。

それまでは、未公表となりますので、取扱にご注意ください。

資料の 1 枚目をご覧ください。

全国学力・学習状況調査につきましては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その成果と課題を検証、そして改善を図るとともに、学校における児童生徒への指導の充実や学習の改善に役立てることを目的に平成 19 年度から実施しております。

小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象とした調査で、今年度は、国語、算数・数学の 2 教科に関する調査です。

内容は、漢字の読み書きや数の計算など主として知識に関する問題 A と、基礎的な知識を生活の様々な場面に活用する力を問う主として活用に関する問題 B があります。

さらに、学習意欲、学習方法、生活など生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査です。

調査の結果につきましては、今年度 1 か月程遅れまして、9 月 29 日に国の方で公表され、本市の状況につきましては、「学力向上支援連絡協議会」を開催いたしまして、児童生徒の学力・学習状況の分析を行い、課題改善に向けた指導改善資料を作成したところです。

なお、「学力向上支援連絡協議会」は、小学校長会・中学校長会の研究部長が委員長・副委員長になり、市教委委嘱の委員 20 名で開催しているものです。

なお、本調査は、実施教科が国語、算数・数学の 2 教科のみであることや、必ずし

も学習指導要領全体を網羅するものでないことなどから、本調査の結果は、児童生徒が身に付ける学力の特定の一部であり、教育活動の一側面に過ぎないことに留意する必要がございます。

なお、今年度は平成 28 年 4 月 19 日の火曜日に実施し、今年度の実施校数は、小学校 66 校、中学校は 39 校でございました。

次に、2 枚目をご覧ください。

教科に関する結果につきましては、小学校国語 A・算数 A、中学校国語 A の平均正答率は全国をやや上回り、小学校国語 B・算数 B、中学校国語 B は全国とほぼ同程度でございます。

今後も、授業においては、その時間に身に付けさせたいこと、すなわち、その時間のねらいを明確にしながら、知識・技能のより確実な定着を図ること、その知識・技能を活用して自ら課題を解決していく学習活動をより一層充実していくこと、特に、記録、要約、説明、論述といった言語活動、例えば、感じたことの表現、結果の報告、説明、自分の考えを整理して表現する等の活動を適切に位置付け、計画的に指導するなど、1 時間 1 時間の授業の質を向上させることが必要と考えております。

小学校国語についてですが、A の平均正答率は全国をやや上回り、B は全国とほぼ同程度となっております。

A の「書くこと」は、全国平均を下回っていることから、書いたものを読み合う活動を位置付けるなどして、明確な視点を持ってどのように書き換えたらいのか、具体的に助言し合うことができるよう指導することが大切であると考えます。

今後も、先程の言語活動を年間計画に効果的に位置付けながら、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決する能力を育てる授業実践を行うことが必要であると考えています。

次に、小学校算数でございます。

A の平均正答率は全国をやや上回り、B は全国とほぼ同程度となっております。

B においては、式の意味や説明を解釈し用いられている考えを別の場面に適用して説明すること、示された情報を基に、数量関係を式に表すことに課題があります。

今後も、日々の授業において言語活動の充実を図り、その中で「説明する対象や根拠について、適切に述べているかを見直す活動」や「算数の用語を用いたよりよい表現に洗練する活動」を重視する必要があると考えます。

次に、中学校国語 B でございます。

A の平均正答率は全国をやや上回り、B は全国とほぼ同程度となっております。

B では、「本や文章などから必要な情報を読み取り、根拠を明確にして自分の考えを書く」など「書くこと」の領域に課題があり、記述式の問題の正答率が低くなっています。

今後は、根拠となる事柄や具体例を加えたり、客観性や信頼性の高い資料を選んで

用いたりする力を身に付けさせる学習活動の工夫が必要です。

また、「書くこと」への抵抗感を払拭するために、国語科を中心に、他教科と連携して「書くこと」に慣れるようにしていく取り組みを充実させる必要があると考えます。

次に、中学校数学でございます。

A Bともに、平均正答率は全国を下回っています。

昨年度より改善傾向にあります。記述式問題において無回答率の高さが目立っております。

数学は積み重ねが必要な教科であり、既習事項に未定着があると、学年が進むにつれて学習内容が「わからない」、「あきらめ」などと学習活動が滞ってしまうことから、既習事項を確認する場を設け、その既習事項を活用して課題解決を図る学習活動、生活と関連した課題や具体物を使った操作活動、考えたことを書かせたり発表させたりする活動などを意図的に取り入れた授業を行う必要があると考えます。

なお、資料の最後には、小中学校別、教科別の平均正答率の平成 27 年度と平成 28 年度の全国比が記載されておりますので、ご参照ください。

次に、資料 3 枚目は、児童生徒質問紙調査の主な結果です。

「読書は好きか」については、「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答した小学生の割合は 72.4%（全国 74.6%）と全国平均より低くなっています。

また、「普段の 1 日当たりの読書」について「全くしない」と回答した小学生の割合は 18.9%（全国 20.6%）と全国平均より下回っていますが、本県平均（18.2%）よりは上回っています。

小中学生ともテレビ視聴やゲームの時間が減少傾向にあることから、今年度から全校配置となった学校司書を有効に活用して、学校で本を紹介する学習活動や本の読み聞かせなどの読書活動を推進し、家庭の協力を得ながら本に親しむ習慣づくりを進めることが必要であると考えます。

次に、「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」について、「している・どちらかといえばしている」と回答した中学生の割合は 43.3%と、全国平均 48.4%、本県平均 47.3%を下回っております。

これは、単元の学習に見通しが持てないため計画を立てられない、定期テストへの対応のために追われている学習になりがちであること、学習塾での学習に家庭学習が委ねられていることなどの理由が考えられます。

今後は、教師が単元ごとの学習の計画を生徒に提示するなど、予習・復習を計画的に進めることができるようにすること、生徒の取り組みに対する評価や賞賛を適切に行い、生徒の主体的な学習への動機付けが必要になってきます。

また、今年度モデル校において実施している「学習サポート連携推進事業」の成果を活かしながら、主体的な家庭学習を支援する取り組みを進めていきたいと考えております。

また、別にお配りしております指導改善資料の中には、小中学校別、教科別の結果の総括、あるいは各教科の領域ごとや評価の観点ごとの結果の概要、課題の見られる問題を取り出し、改善のポイントを含めて記述してありますので、後ほどご覧ください。

今後は、指導改善資料を各学校に配付し、同資料を日常の授業改善に活用したり、各学校における、全国学力・学習状況調査の分析と改善策の策定に利用したりするなど、学習指導の改善・充実を図り、児童生徒の学力向上に向け取り組みを推進していきたいと考えております。

なお、学校ごとの結果につきましては、保護者や地域の理解と協力のもと連携を図りながら教育の改善を図るとともに、学校の説明責任を果たすという視点から、校長の判断で内容等を吟味して、改善策など今後の取り組みを含めて公表を行うこととしております。

なお、児童生徒の結果の特定が懸念される学校においてはその内容に十分配慮することとしております。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、質問等ございますか。

委員 昨年度よりも子ども達の力が少しずつ、算数と国語だけと言えども、「学力の特定の一部であり、教育活動の一側面に過ぎない」と書いてありますから、少なくとも算数・数学、国語の、いわき市の小中学校の子ども達の力は、ここに出ております。

それが昨年度よりも少しずつ子ども達が力をつけていることは、大変嬉しいことです。

今回特に感じたのは、この指導改善資料が昨年度よりも工夫して作られている点です。

先程、説明にもありましたが、10 頁を見ると、先生方も何ポイントなどの数字を見ますよね。

でも大切なのは9 頁の「本市において課題の見られる問題」があって、「出題の趣旨」があって、10 頁にあります「改善のポイント」です。

「改善のポイント」の中で感じられたのは、これまでは難しい言葉で終わっている、抽象的な言葉で終わっている、というのがありましたが、今回は図表から、グラフから分かったことを書くことでも、読むときにはどこを注意すべきか示している。

これはベテランの先生にとっても、今までの指導を振り返ることができます。

若い先生にとっては、グラフを読むにはこのポイントを気をつけることが大切なんだなということがわかるので素晴らしいと思います。

それが随所に見られているし、「言語活動に気をつけよう」など難しい表現について

も、言語活動もこういうところに気をつけると、言語活動が良くなりますよと書いてあるので良いと思います。

この資料にかなり時間をかけたと思います。

ですから、各学校の先生がどのようにこの資料を活用するかによって、これからの力が全然違う。

だから今回は、各学校の校長先生に言って下さい。

本当は小中学校分をやると中学校に行く前からの関連がわかるんですけども、少なくとも小学校分は小学校部分だけでも良いので、全部印刷して先生方に渡して下さい。

こんなに良い資料を作っても数字だけ見るだけでは何の役にも立たないです。

一人ひとりの子どもを良くするためにやる、先生方の指導力を上げるために使うわけですから、そのためにも是非これを全員持って欲しい。

そしてこれを各学校の研修のときに、この1つで良いから全員で見たい。

そうすると「改善のポイント」のこういうところから、先生が学ぶことができます。

こういう資料があるのは素晴らしいので。

あとは、センター研修の折に算数、国語のときに持って来させる。

その中で「何頁を開いてください」と言って先生方にもう1回見させるというように使えばこの資料も喜ぶと思うし、先生方にとっても力になるし、先生方が力になるということは、最後は子どもが良くなるということですから、先生方には頑張っていたいただきたいので、そんな点で使っていただければなというのが1点です。

もうひとつは、43頁の質問紙の中の、考えていかなければいけないなと思うところがあるんです。

課題があると考えられる質問なんですが、生徒が「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについてわかるまで教えてくれるか」という質問に対して「そう思う」を回答しているのが、いわき市は25.1%。

こういうところを先生方に見て欲しいなと思います。

全国平均よりも3ポイントも下がっていて、しっかり先生方も反省して欲しい、子どもがこういう風を感じているということを校長先生に伝えて欲しいと思います。

あとは、50頁ですが、これは教育委員会も考えていかなければいけないんですけども、「学校でテーマを決め、講師を招聘するなどの校内研修を行っているか」という質問に対して「よくしている」と回答しているのが、全国は64.1%に対し、いわき市の場合42.2%です。

「指導主事や大学教員等や専門家が校内研修の指導のために定期的に来校しているか」という質問に対して、「よくしている」に回答しているのが、いわき市は12.1%で全国が37.1%と、あまりにも違いすぎる。

これはいわき市に指導主事が少ないということですか、それとも各学校でどのよう

に指導主事の先生を活用しているんですかと、もう1度そこを考えてみようと思います。

あともうひとつは校長先生です。

資料 56 頁ですが、「校長のリーダーシップのもと、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備するなど、組織的、継続的な研修を行っているか」という質問に対して、「よくしている」という回答がいわき市は 28.2%、県が 48%になっています。

国は 60.9%と、いわき市の校長先生に頑張ってもらいたいなと思いました。

あまりにも数値が違いすぎるし、県と国を比較してもいわき市は何なんですかと、がっかりしました。

そんなことを校長先生にも伝えてあげてください。

学校教育課長 講習会、校長会等ございますので、そのような内容をまとめてお話ししようと思います。

なお指導改善資料につきましては、データもございますし、ホームページにも掲載を進めているということで、活用の方も促していこうと思います。

委員 よろしくお願ひします。

もし校長先生達にこの数値について意見があるというのであれば、私は聞いてみたいなと思います。

教育長 ほかに質問等ございますか。

委員 今、各学校での活かし方については委員にお話いただいたので、少し広がるかもしれないんですけども、各教科に関する結果というようなところで、特に記録、要約、説明、論述といった言語活動に力を入れた方が良いのではないかと載っているんですけども、校内では委員がおっしゃったようになるかと思うんですけども、その後、こういうことに力を入れてやっているものとして生徒会長サミットであったり、いわき志塾があると思ったんですね。

ですから、すぐには結果は出ないと思うんですけども、いわき生徒会長サミットやいわき志塾、もしかしたらもっと広がって、それが平志塾とか小名浜志塾になるかもしれません。

それが今度さらに広がって、各学校単位の志塾など、波紋のように広がっていけばなと思います。

例えば生徒会長サミットや色々な派遣事業に行った生徒達が、校内では講師役になるようなことも考えられるのかなと思いましたので、委員のおっしゃったような取り

組みプラス、別な方向からかもしれませんけれども、そんなことを広げていけば良いなど感じながら見させていただきました。

教育長 ほかに質問等ございますか。

委員 このテストをした解答は授業のときにやるんですか。

自分の解答が正しいか、間違っているのかという判断と、それに対して学校では今度どのように対処するかというのは今の話でわかりましたけれども、テストの結果を個別に対応しているのでしょうか。

学校教育課長 全国学力・学習状況調査は4月に実施され、問題文、模範解答は新聞にも掲載されますし、公表されますので、各学校では事前に子ども達に自己採点させたりとか、そういった活動をしている学校も当然ありますし、中身についても各教科ごとに授業の中で取り上げながら、課題になっているところを重点的に授業の中で解決を図っていくというのも学校での取り組みになっておりますし、全体の計画の中にもそういったものを反映させていく取り組みを行っているところでございます。

委員 それは非常に重要なことで、試験が終わった後に間違っただのか、間違っていないのか生徒各自でそれぞれやってくださいというのではなくて、対応する時間は少ないかと思えますけれども、先生として間違っただころは正しい解答で教えこむことを積み重ねていくことが、一つひとつの問題を解決していく底辺にあるものではないかなと思うので、各学校に任せているのではなくて、教育委員会からも助言・指導も必要ではないのかなと思います。

委員 先生やPTA、親の目線でお話いただいているんですけども、私は生徒の目線からお話させていただきますと、中学生の場合は部活動がありまして、多分家に帰るのが18、19時になると思うんですけども、4.児童生徒質問紙調査のおもな結果に書いてあるんですけども、(2)「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」とありますが、学校で出される課題の他に自学もあるので、最低でも1時間、2時間使うと思います。

部活で18時、19時に帰ってくると、帰宅してからご飯を食べて1時間、そこから勉強をすると21時、22時になってしまうんですね。

それ以外にも色々していると23時過ぎになると思います。

ですから、家庭学習とありますけれども、自分で計画を立てて勉強するというのは、はっきり言って不可能だと思います。

現状としてはそうかもしれませんが、大体塾に行っている子どもというのも多いと

思うんですが、その塾で自分の足りない部分の学習を栄養として補っているというやり方が1番多いのではないかなと。

それ以外に宿題があるので、塾に行く前、行った後に宿題をしなければいけないという現状があるんです。

ですから、「どちらかと言えばしている」という質問に回答をしているのは、疑わしいかなと思うんですけども、この結果を鵜呑みにしてはいけないのかなと思います。

まず私が提言したいことは、学校に伺ってお話を聞くと、学校の先生が今大変な立場にある、障がいのある子も支援しながら教えていかなければいけないし、習熟度が一人ひとり違います。

習熟度の違う生徒を一概に、教室の中で全員同じく教えても、習熟度の高い子と低い子との分かり方が全く違うんですね。

ですから、習熟度別にたとえクラスが10人だとしても、最低2つに分ける。

もしくは3クラスあれば3つに分けて、習熟度が高い順から普通の方へと持って行くのが、それぞれの子どもにとっても凄くためになります。

子どもは習熟度に分けて1番下になったから嫌ですとは言いません。

学習タイプがゆっくり入っていく方が一つひとつできることが楽しいと言っています。

今できることをやっていくと、凄く楽しいという生徒が大半だと思うので、学校ではどのように対応できるかわかりませんが、習熟度別に分けていくというのが本当は良いのかなと思います。

学校教育課長 福島県では全国に先駆けて、少人数教育ということを取り入れまして、その中で少人数別に加えられた教員が配置される場合も多いんですけども、その配置教員を活用しながら、各学校の実態、校長先生の考えも色々あると思うんですが、例えば習熟度別や教科によっても分けるとか、ということを実施している学校もありますし、場合によってはTT（チームティーチング）で、先生2人で対応することで、個に応じたきめ細やかな対応をしていこうということで、現在取り組んでおります。

場合によって1人でも、教室の中で当然場面に応じて発展的な問題を出して、さらに能力を伸ばした方が良いという子どもと、逆に補充的な課題を出して理解を促した方が良い子どもに対してきめ細やかな支援をするようにということを我々の方から話しておりますので。

色々な学力向上の会議がございますので、そこでもテーマとして話をする機会もございます。

例えば学校訪問でも直接指導する機会もありますので、個に応じた指導をきめ細かく行うよう指導するなど、今後も引き続きやっていきたいと考えております。

委員 宿題を一律に出す先生がいらっしゃるんですが、習熟度が高い子と低い子に例えば英単語のテストをするので、ノート1頁にぎっちり単語を書いてきなさいと宿題を出すんですが、分かる子は書かなくてもわかると思うんです。

できない子はもっと書かないとできないと思うんですが、そうするとできる子はその宿題が終わってから違う宿題をやっていかなければいけないので、その辺も指導機会がありましたら、宿題も習熟度別にできるのであれば良いのかなと思いました。

教育長 先程も委員からありましたが、指導主事等を学校の授業研究に対して指示を仰ぎながら、自主的に呼ぶ学校からの要請訪問というのがいわき市は少ないですね。

私は全県見ているのでわかるのですが、学校が受け入れないんです。

教育委員会はやろうとしていますし、当然、教育事務所も要請訪問にも直接答えてくれますが、学校からの要請が他の地区に比べると非常に弱いという感じは受けています。

学校の中で完結しようというのが強いところがあるんですね。

これは考え方を改めてもらわないと、学校の中でも改善できないとすれば、他から知恵を借りるしかありませんから、これは先程もいじめのこともそうなんですが、色々なところを使いながら、皆でやっていくという姿勢は校長先生方に持ってもらいたいと思うので、色々な機会に活用していくべきかと思います。

委員からお話がありましたけれども、指導技術としては凄く大事なんですね。

今、小中学校は少人数学級という形で、人数を減らして学級を作っているんですが、これは県の教育委員会は設置者の判断で学級を減らすというのもひとつなんですけれども、例えば33人学級があれば35人学級にして、基準は2人増えてしまうけれども、その分余った1人の先生を配置するから少人数指導ができ、例えば習熟度別に指導もできるといった方法も可能にしているんですね。

そういうことも今後考えていかなければいけない時期にきているのかなと思います。

初めは学級を減らすということに反発もあるし、中々大変だと思うんですが、学力に関しての効果から見ると、習熟度別を適宜取り込んだ方が効果が上がるというのも結果として出ているわけですから、そこの指導のあり方についても考えていかななくてはいけないなと思います。

少し明るい状況としては、小中学校とも県の平均全ての科目で上回っている。

小学校は、全国平均をだいたい上回っているし、中学校国語の平均点が今回伸びているんですね。

数学が伸び悩んでいるので、ちょっとそこは頑張らせないといけないんですが、今のうちに色々手を打つことが、今後良くなるのではないかなと思うんです。

宿題のやり方もですが、私も担任をしていたとき一律の宿題を出したときは1回もないですし、子ども達や親に対しても丁寧に説明して納得してもらって行うことでした。

からね。

そういう風に自分の方針を子どもにも親にも伝えるという基本的なことが意外と今指導されていない。

若い先生方も年配の先生方にそういった指導を受けていなくて、これは当たり前だからという様な感じで受けていないので、やはり学期の初め、担任をしたときに、自分の指導や方針をちゃんと伝えるということが弱くなっている気がするんです。

そういう話をしていくことで、ご理解いただく。

ただ以前と違うのが、学校が小さくなっていて単学級なんですよ。

ですから昔は複数学級ありましたし、年配の先生方から指導を受ける機会がいっぱいあったんですが、それがなくなっていて1人で右往左往していることがあるんです。

そこで教頭先生や校長先生のリーダーシップと言うのが試されるんです。

やはり、そういった実態を踏まえて管理職は、頑張っって意識しないといけない。

校長会もあるので、こういう意見や結果が出ているんだよということを、学校教育課長からお話していただければと思います。

よろしくお願いします。

ほかに質問等ございますか。

なければ、次に移ります。

その他（3）次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 次回教育委員会は11月15日火曜日、午後1時30分から当会場にて行いますので、御参集ください。

教育長 以上で、平成28年度第7回教育委員会を閉会いたします。